

企画総務委員会 送付 8 - 1 0

永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 1 2 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和8年6月12日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき殿

陳情者

件名

永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情

—— 安全性・技術基準違反、法令違反、コスト優位性、耐震二重基準、行政答弁の矛盾、デュ
ープロセス違反及び区議会決議不履行に基づく再検討の要請 ——

① 陳情の趣旨

千代田区が現在進めている旧区立永田町小学校（以下「本校舎」）の解体設計業務に係る公共入札について、以下の10点の重大な瑕疵が存在するため、入札の即時中止と本校舎の保存活用への方針転換を含む事業の抜本的見直しを求める。

第一 安全性・技術基準違反

東京メトロ5路線を含む7機関との近接施工協議が一切なされていない。

第二 解体設計の前提条件の欠落

解体設計における擁壁と本校舎地下室の一体構造調査の欠如。

第三 解体設計における地下構造物及び地盤変動調査の欠落

本校舎及び校庭等敷地内の地下埋設物調査未実施による地下構造物の具体的解体設計の不存在と解体設計が及ぼす地盤変動調査の欠落。ひいては、地下構造物が地盤保持構造物であるにもかかわらず、解体設計における安全性評価が欠落。

第四 地下部分の区分地上権と減価の無視

東京メトロとの5路線分の地下部分の区分地上権による敷地の建築利用制限による跡地資産価値評価の減価に対し検討がなされていない。



第五 法令違反

建築基準法・都市計画法・廃棄物処理法・大気汚染防止法の複数条項及び地方自治法第 237 条（財産の管理及び処分）に違反の疑い。跡地活用計画を策定しないまま公有財産の解体に着手する手続き的瑕疵。

第六 IPH 工法による保存の採算性優位

50 年 LCC（ライフサイクルコスト）で約 80%（40 億円）削減、年間約 1,430 万円の収益によるコスト削減実績の可能性。

第七 耐震評価の二重基準

同じ「危険性がある」評価の本校舎を 20 年以上にわたり仮校舎・有償貸出として使用しながら、今般は解体根拠として持ち出す恣意的な基準の使い分け。

第八 区議会軽視と行政答弁の矛盾

令和 7 年 12 月 19 日の企画総務委員会における施設経営課長答弁が解体根拠 6 項目すべてを否定。

第九 デュープロセス（適正手続き）違反懸念と信頼回復への提言

公共工事適正化法第 3 条の 4 原則すべてに違反の懸念。制度改革未完のまま、工期・工費増大の本新規大型入札を進行。

第十 1996 年「終結宣言」の 30 年間不履行

予算特別委員会の委員長集約「地域関係者との協議を行う」が一度も履行されていない。

② 陳情の理由：添付別紙参照。

③ 要望事項

要望 1 入札の即時中止

本件入札を即時中止し、全検証完了まで再開しないこと。

要望 2 全地下埋設物設置者との協議完了

東京メトロ 5 路線を含む全事業者との事前協議を完了し、結果を公表すること。

要望 3 LCC 比較・環境影響評価の実施公表

解体+新築と IPH 工法保存の双方及び環境アセスメント評価について第三者による比較評価を実施し公表すること。

要望4 行政答弁の矛盾に関する説明責任

施設経営課長答弁と区の公式資料との矛盾について、区長または副区長が区議会に対し説明責任を果たすこと。

要望5 入札監視委員会の即時設置

外部有識者による常設の入札監視委員会を設置すること。

要望6 第三者調査委員会の設置

日弁連ガイドラインに基づく独立第三者委員会を設置し、関連全案件を遡及調査すること。

要望7 政策経営部資料の訂正と意見照会の再実施

閉校経緯・継続使用実績・耐震評価を正確に訂正し、意見照会を再募集し公表すること。

要望8 1996年委員長集約の履行

「地域関係者との協議」を解体予算計上前に実施すること。

④ 結び

そもそも本件は、令和7年(2025年)9月19日の首脳会議という密室において、区議会の議決を経ることなく、区長了承のもとに校舎解体が決定されたものである。これは、平成8年の公共施設適正配置構想(公適配)に関する委員長集約「地域協議を行う」に反し、首長による議会軽視にほかならない。議事録すら存在しない密室決定から、地域コミュニティ・同窓会・関係者等への説明もなく入札公告に至った経緯は、適正手続(デュープロセス)の観点から到底容認できない。

加えて、本件入札仕様書には、地下鉄5路線・首都高等との近接施工協議の欠落、環境アセスメントの不在、文化財調査の拒否、既存内訳明細書の不添付など、解体設計に不可欠な前提条件が意図的に欠落している。これは、追加調査→追加設計→契約金額の増額変更を必然とする構造であり、お茶の水小事件(落札率99.89%・有罪判決)、四番町公共施設(65億5,600万円→91億6,951万円、+39.8%)と同一のパターンである。首長・副首長・行政部門トップによる現在進行形の官製談合案件ではないかとの疑念を禁じ得ない。

環境の観点からも、本件は到底容認できない。解体により、数千トン規模のCO₂が排出され、また数千トン規模の建設廃棄物が発生するだろう。つまり、数百台規模の10tダンプが国会議事堂隣接の道路を走行することになるのである。保存改修であれば、明治神宮の森約3個分の年間吸収量に相当する温室効果ガスの排出を回避できる。千代田区自らが掲げる「2050ゼロカーボンちよだ」「100年住めるまちちよだ」の理念に照らし、89年使い続けた校舎を壊して莫大なCO₂を排出し、新たに建て直すことが環境政策として合理的であるはずがない。にもかかわらず、仕様

書には CO2 排出量の算定もカーボンオフセット計画も LCA 比較も一切記載されていない。環境アセスメントなき公共事業は、令和の時代において許されるものではないと断言できないのであろうか。

採算性の観点からも、本件は区民に対する背信行為ではなかろうか。解体に推定数十億円の公金を投入しながら、跡地は 5 路線の区分地上権により路線価は、30%以上減価する可能性がある。解体費を差し引けば跡地純資産はほぼゼロとなることも考え得るのである。一方、IPH 工法による保存改修であれば推定数億円で足り、保存活用が断然有利なのは言うまでもなかろう。本校舎は閉校後 30 年以上にわたり、麴町小・麴町中の仮校舎、近隣私学への有償貸出、皇位継承式典・東京オリンピックでの国家行事利用、東京メトロからの区分地上権使用料など、一度も途切れることなく継続利用され収益を生んできた。この実績ある「プロフィットセンター兼コスト削減装置」を、活用計画もないまま莫大な公金を投じて解体し、純資産ゼロの更地とすることが、地方自治法第 2 条第 14 項の最少経費・最大効果原則に適うはずがない。多額の公金を投入する公共施設事業として、採算性を度外視した解体は断じて許されない。

だからこそ、更なる官製談合を生まないために、環境を破壊しないために、区民の貴重な公金を無駄にしないために、永田町小学校校舎を解体してはならない。

千代田区は、校舎を解体して更地にし、子どもの遊び場・広場として整備する旨を提案している。しかし、「教育と文化のまち千代田区宣言」（昭和 59 年告示第 15 号）は、まちづくりのよりどころを「教育」と「文化」に求め、「歴史的に培われた郷土の文化遺産を子どもたちに伝え、次の世代の市民を育む」ことを区政の最高理念として掲げている。同宣言は、歴史的環境がこわされ、多くの仲間がこのまちを離れることへの不安を明記し、だからこそ「政策のすべてが文化の視点から見直され、展開されること」を求めたものである。令和 6 年策定の「千代田区教育と文化に関する大綱」もまた、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」「日本や千代田区の歴史・伝統文化を学ぶことで、自分たちが住む地域に愛着や誇りをもつ」ことを基本方針に据えている。118 年の歴史を持つ永田町小学校校舎を、文化財調査すら行わずに解体し、何の歴史も記憶も宿らない更地に変えることは、これらの宣言・大綱の全面的否定にほかならない。

さらに、千代田区「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」（平成 26 年条例第 17 号）第 3 条第 2 項は、「児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権が尊重され、子どもの調和のとれた人格の発達や情操を育む環境が実現されるよう努める」と定め、同条例第 7 条第 3 項は、「子どもが健やかに遊べるように、区の保有する校庭、園庭、公園及び児童遊園を子どものための遊び場として利用できるように努める」と規定する。公適配の名のもとに学校を閉校して地域コミュニティの核を奪い、さらにその校舎を解体することは、子どもの権利条約第 31 条（休息及び余暇の権利）・第 12 条（意見を表明する権利）の趣旨に反し、憲法第 25 条（生存権）・

第26条（教育を受ける権利）が要請する基本的人権の保障を損なうものであり、千代田区自らが制定した条例の根本的な矛盾である。子どもの遊び場は、校舎を解体しなくても校庭で十分に確保できる。校舎を残し、校庭を開放すれば、遊び場と歴史的建造物は共存し得るのである。

明治41年、議会政治の父と謳われた東京市長・尾崎行雄の問いに応え、初代校長・小西久麿が「首都の模範的市民準備教育法」を著し、東京市のモデル校として開校した永田町小学校。その校訓「元気でやれば、何でも出来る」は、護憲の志士・高橋是清が遺した言葉である。高橋是清は、第二次護憲運動において、衆議院議員として政党政治の実現に身を投じ、大蔵大臣として軍事費の膨張を抑え国民の暮らしを守るために軍部と対峙し続けた。しかし昭和11年、二・二六事件において、永田町に程近い赤坂の自宅で暗殺された。

「元気でやれば、何でも出来る」——この校訓は、権力の横暴に屈しない護憲の精神そのものである。永田町小学校は、憲政の聖地・永田町に立ち、民主主義教育の原点として118年の歴史を刻んできた。密室政治によってこの学び舎を解体することは、尾崎行雄や高橋是清が体現した護憲の精神を、この永田町の地から消し去ることにほかならない。

本陳情は、“ふるさとちよだ”に育まれた、永田町小学校校舎とその精神を後世に遺すべく、行うものである。

なお、文化面の観点から付言する。千代田区は校舎解体後の「記録保存」として、デジタルアーカイブや「思い出のアーカイブ」事業を予定している。しかし、子どもの記憶は、画面の中のデータではなく、五感で触れる実空間によって形成される。復興小学校の設計を統括した東京市技師・古茂田甲午郎が目指したのは、学校を「子供の王国」にすることであった。床暖房の温もり、講堂の反響、校庭の藤棚の木漏れ日、階段の手すりの摩耗——これら身体的に体験される空間の記憶こそが、「教育と文化のまち ちよだ」の次世代を育む土壌である。校舎を壊して更地にし、どこにでもある広場に変えてしまえば、ちよだの子どもたちは、118年にわたってこの地に積み重ねられた教育と文化の記憶に触れる機会を永久に失う。保存改修によって校舎を遺し、子どもたちが歴史ある空間の中で学び、遊び、育つ環境を継承することこそが、千代田区が「教育と文化のまち」を名乗り続けるための、唯一にして最善の選択である。

以上の理由に基づき、本陳情を提出致します。永田町小学校の立地条件は、極めて複雑であり、現行仕様書のまま解体設計を進めることは、地盤崩壊・インフラ損傷・重大事故の危険を伴うものです。千代田区議会におかれましては、住民の安全と公金の適正使用のため、本陳情の趣旨を真摯にご理解いただき、迅速かつ適切なお対応をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

添付別紙>②陳情の理由

第一 安全性・技術基準違反——地下埋設物設置者との協議の未実施

1. 東京メトロ近接施工協議の未実施（5路線）

永田町駅と赤坂見附駅は改札内乗換が可能な一体構造であり、メトロ最多の5路線が集中する。外郭20m以内にもかかわらず近接施工協議は一切行われていない。

路線	駅名	駅番号	推定深度	協議状況
有楽町線	永田町	Y16	約 23.7m（有楽町線最深）	未実施
半蔵門線	永田町	Z04	約 36.0m（メトロ全駅3位）	未実施
南北線	永田町	N07	地下3階（約30m）	未実施
銀座線	赤坂見附	G05	地下1-2階（約10m）	未実施
丸ノ内線	赤坂見附	M13	地下1-2階（約12m）	未実施

2. 地下埋設物設置者（7機関）との協議の未実施

No.	事業者	埋設物の種類	協議状況
1	東京メトロ（5路線）	地下鉄トンネル・駅構造物・連絡通路	未実施
2	東京ガスネットワーク	ガス管（中圧・低圧）	未実施
3	東京都水道局	上水道管	未実施
4	千代田区下水道	下水道管渠	未実施
5	東京電力パワーグリッド	電力ケーブル（地中化）	未実施
6	NTT等通信事業者	通信ケーブル（地中化）	未実施
7	首都高速道路株式会社	高速道路トンネル構造物	未実施

3～5. 東京都仕様書・日本建築学会指針・地盤工学会基準への不適合

東京都「解体・除却工事共通仕様書」（令和7年10月版）、日本建築学会「建築物の解体工事施工指針（案）」（2024年3月RC造編）、地盤工学会基準のいずれにも適合検討がない。

6. 近接施工協議の欠如による安全性確保のための工期・工費の延長・増額試算の未実施

本件敷地の地下には、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線・半蔵門線・南北線及び銀座線の計5路線が近接して通過しており、加えて首都高速都心環状線も隣接している。解体工事に伴う振動・地盤変動は、これらの地下構造物の安全性に直接影響を及ぼす。

国土交通省「近接施工に関するガイドライン」に基づき、地下鉄事業者及び首都高速道路株式会社との事前協議が不可欠であるが、仕様書にはこれらの協議に関する記載が一切ない。校舎の地下室は擁壁と一体的に構築されている可能性があり、地下部分の解体が地下鉄トンネルの土留め機能に影響する場合、営業線の安全確保のための仮設工事が必要となり、工期・工費ともに大幅な追加が発生する。

また、本件敷地には東京メトロが民法第269条の2に基づく区分地上権を設定している可能性がある。これにより敷地の利用には制約が課されており、路線価（推定45億円）から30%以上の減価が生じ、実質31億円以下となる。仕様書にはこの区分地上権の存在すら記載されていない。

第二 解体設計の前提条件の欠落

1. 擁壁と校舎地下室の一体構造に関する調査設計の欠如

本件校舎は傾斜地に建設されており、国会議事堂側（東側）から見ると地下1階を含む4階建ての構造となっている。校舎の地下室は擁壁と一体的に構築されている可能性が高く、解体設計においては擁壁との構造的関係——すなわち擁壁が校舎躯体の一部として機能しているか否か——を事前に調査し、解体工法を検討する必要がある。しかし、仕様書にはこの構造的一体性に関する調査設計が一切含まれていない。

第三 解体設計における地下構造物及び地盤変動調査の欠落

1. 地下構造物が地盤保持構造物であるにもかかわらず、安全性評価が欠落

解体設計仕様書では、地上部分基礎躯体まで解体、地下構造物の残地を前提とする地下部分の埋め戻しという内容になるが、これは、地盤沈下、地下構造物の浮き上がり、擁壁の転倒・滑動、地下水流入による地盤緩みなど、地盤安定性に重大なリスクを生じさせる不合理な仕様となっており、地盤保持機能評価を欠いた設計業務を発注することは、安全性の観点から不当である。

更に、本件敷地は、過去の地下鉄建設工事に伴い校庭に顕著な傾斜が生じている。この傾斜は、地下構造物の存在と地盤変動の履歴を示すものであり、解体工事の施工計画に直接影響する。しかし、仕様書にはこの地盤変動の調査及び対応が記載されていない。

地盤変動による地下インフラへの影響は、地下トンネルの変形、首都高速の不同沈下、下水道管の勾配不良、電力・通信ケーブルの損傷、道路陥没等重大事故につながる恐れがあり、解体仕様

書には、インフラ調査、影響評価、保護工、監視計測等についての一切の記載が無く、公共安全上看過できない欠陥である。

第四 地下部分の区分地上権と減価の無視

本件敷地の地下には、民法第 269 条の 2 に基づく区分地上権が東京地下鉄株式会社（東京メトロ）のために設定されている。5 路線分の区分地上権は、敷地の建築利用を著しく制限する。

評価項目	金額又は率	備考
路線価による土地評価額	約 45 億円	永田町 2 丁目路線価基準
区分地上権による減価率	30%以上	5 路線分の重疊的制限
実質土地評価額	約 31 億円以下	約 45 億円 × (1-0.30)
解体費用（推定）	約 14～33 億円	地下鉄近接・石綿対策含む
跡地純資産	ほぼゼロ～マイナス	解体費 ≥ 実質評価額

さらに、東京メトロからは区分地上権使用料が千代田区に継続的に支払われており、校舎解体後もこの使用料収入は継続するが、解体によって建物の収益活用機会は完全に失われる。

解体に推定約 14～33 億円の公金を投入しながら、跡地純資産がほぼゼロとなることは、地方自治法第 2 条第 14 項の最少経費・最大効果原則に明白に違反する。

第五 法令違反

1. 建築基準法第 8 条

約 32 年間の維持保全義務懈怠。適切に維持保全していれば解体不要だった可能性が高い。

2. 建築基準法第 15 条・第 90 条

除却届出・安全計画届出の未策定。

3. 都市計画法第 53 条・第 59 条

都市計画施設区域内における許可・認可手続きとの整合性未検証。

4. 廃棄物処理法第 12 条

RC造解体により推定約3,000トンの廃棄物が発生するが処理計画なし。

5. 大気汚染防止法

アスベスト事前調査の分離発注義務への未対応。

6. 環境アセスメント欠如

CO₂排出量の定量評価なし。「2050ゼロカーボンちよだ」との矛盾。

7. 跡地活用計画の不存在——地方自治法第237条違反

公有財産の処分にあたっては、地方自治法第237条に基づき、財産の適正な管理及び処分が義務づけられている。同条第2項は「条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」と規定する。

本件において、千代田区は旧永田町小学校の解体（＝公有財産の不可逆的処分）を計画しているが、解体後の跡地活用計画は一切策定されていない。すなわち、活用の目的・方法・期間・費用対効果のいずれも検討されないまま、区民の共有財産たる公有財産を消滅させようとしている。これは以下の点で違法性が認められる。

(1) 財産管理義務違反：地方自治法第237条第1項は「その事務を処理するために必要な財産」の適正管理を求めているが、活用可能性の検討なく解体することは管理義務の放棄にほかならない。

(2) 議会議決の潜脱：同条第2項が定める議会の議決を経ることなく、事実上の財産処分（解体による価値の消滅）を行うことは、議会の財産処分権限を侵害する。

(3) 公共施設等総合管理計画との不整合：総務省通知（平成26年4月22日付）に基づき策定された千代田区公共施設等総合管理計画は、公共施設の「集約化・複合化」を基本方針としており、活用計画なき解体はこの方針にも反する。

(4) 公有財産台帳との矛盾：本校舎は公有財産台帳に登載された行政財産であり、その廃止・処分には用途廃止の手続きと代替活用計画の策定が前提となるが、いずれも実施が不透明である。

以上のとおり、跡地活用計画を策定しないまま公有財産の解体に着手することは、地方自治法第237条の財産管理義務に違反し、かつ公共施設マネジメントの原則にも反する重大な手続き的瑕疵である。

第六 IPH工法による保存の採算性優位

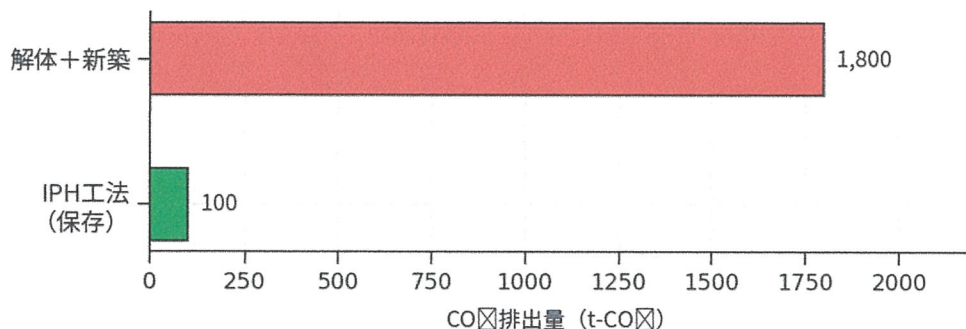
1. IPH工法の概要

土木学会技術評価第 0020 号認定。NETIS 登録 (CG-070007-V)。従来工法比で経済性 31%向上、工程 58%短縮。

2. CO₂排出量の比較

解体+新築：約 1,800t-CO₂。IPH 工法保存：約 100t-CO₂。約 94%削減。

CO₂排出量比較：約94%削減

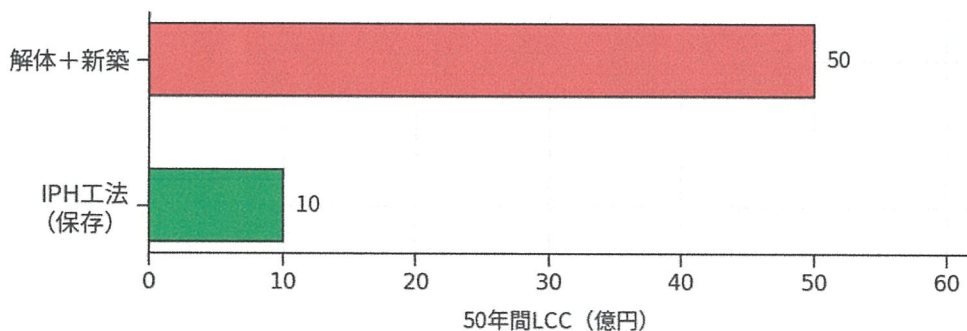


【図 1】 CO₂排出量比較

3. ライフサイクルコスト (LCC) の比較

解体+新築 50 年 LCC：約 50 億円。IPH 工法保存：約 10 億円。約 80% (40 億円) 削減。

LCC比較：約80% (40億円) 削減

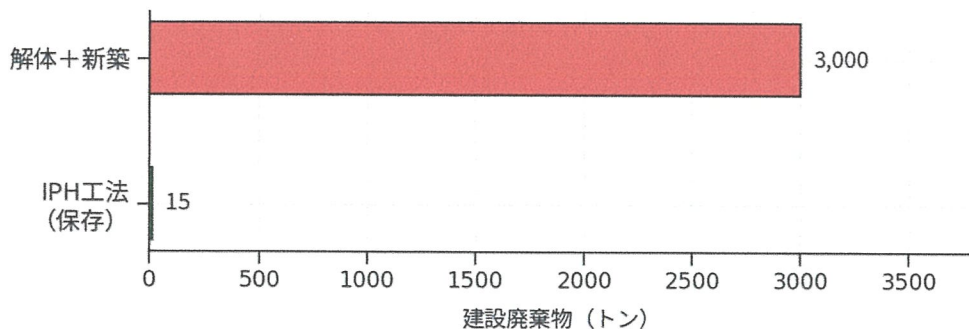


【図 2】 50 年 LCC 比較

4. 建設廃棄物の比較

解体：約 3,000 トン。IPH 工法：約 15 トン (99.5%削減)。

建設廃棄物比較：約99.5%削減



【図 3】 建設廃棄物比較

5. 校舎保存による収益ポテンシャル

1. 私学への仮校舎貸出の実績

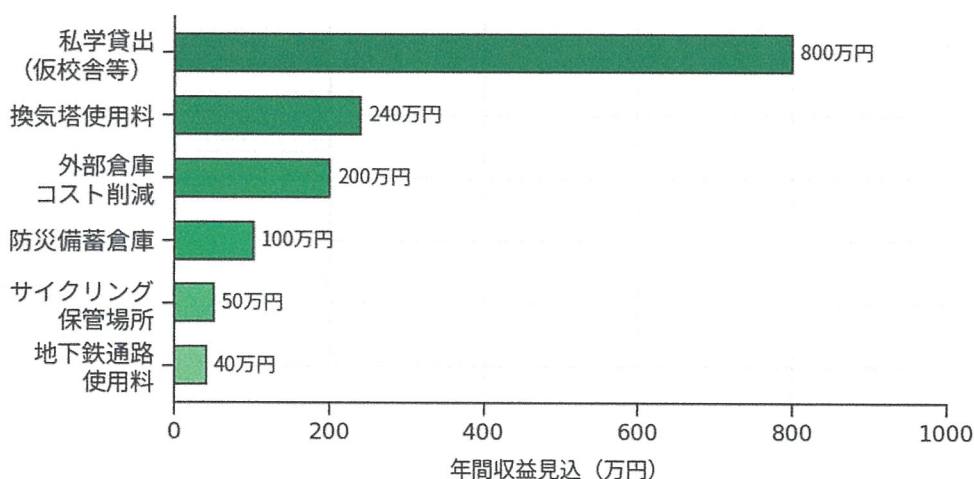
本校舎は閉校後、私学への仮校舎貸出により行政財産使用料の収入実績がある。

期間	貸出先	用途	備考
2005～2006年	雙葉学園	仮幼稚舎	☑ 賃貸収入あり
2006～2008年	神田女学園	仮校舎	☑ 賃貸収入あり（2年間）

2. 収益・コスト削減の総括（推計）

用途	年間見込（万円）	備考
私学貸出（仮校舎等）	約 800	雙葉学園・神田女学園 実績あり
換気塔使用料	約 240	東京メトロとの契約
外部倉庫コスト削減	約 200	区有財産の有効活用
防災備蓄倉庫（コスト回避）	約 100	区の防災計画に寄与
サイクリング保管場所	約 50	住民サービス
地下鉄通路使用料	約 40	東京メトロとの契約
合計	約 1,430	50年間で約 7.15 億円

校舎保存による収益ポテンシャル（年間合計 1,430万円）



【図 4】校舎保存による収益ポテンシャル

このように、本校舎は閉校後も「プロフィットセンター兼コスト削減装置」として継続的に収益を上げ、または仮校舎として新校舎建設費の削減に貢献してきた。この実績ある資産を、活用計画もないまま解体することは経済的に非合理である。

保存改修の代替手段として、IPH工法（コンクリート強化工法）が存在する。IPH工法は、既存コンクリートにケイ酸塩系含浸材を注入し、圧縮強度を回復・向上させるものであり、築100年超の建物にも適用実績がある。本件仕様書にはIPH工法その他の保存改修手法との比較検討が一切記載されていない。これは地方自治法第2条第14項が要求する「最少の経費で最大の効果」を検証する義務を怠るものであり、地方財政法第4条第1項（経費の効率的使用義務）にも違反するため、よくよく検討されたい。

第七 耐震評価の二重基準——「危険性がある」校舎を20年以上使用した事実

千代田区は永田町小学校校舎の耐震診断結果を「危険性がある」と評価した。しかし、同じ「危険性がある」評価のもとで以下の使用実績がある。

1. 「危険性がある」評価下での使用実績

期間	使用内容	使用者	評価
2000～2003年	麴町小学校建替え時の仮校舎	千代田区（区自身が安全と判断）	危険性がある
2005～2008年	雙葉学園・神田女学園への有償貸出	民間の児童・生徒が使用	危険性がある
2009～2012年	麴町中学校建替え時の仮校舎	千代田区（区自身が再び安全と判断）	危険性がある

2. 麴町中学校建替え時の比較（H19年環境文教委員会）

建物	耐震診断結果	区の対応
永田町小学校	「危険性がある」（評価Ⅱ）	仮校舎として安全と判断し使用 → 今は「危険」と主張し解体
麴町中 2号館	「危険性が高い」（評価Ⅰ）	閉鎖・取壊し（適切な対応）
麴町中 他棟	「危険性がある」（評価Ⅱ・同じ）	当面現行のまま使用

すなわち、「危険性がある」は「当面使用可能」レベルであり、解体の根拠とはなり得ない。

3. 継続使用の全年表——「未利用・低利用」は虚偽

時期	活用内容	備考
1908年（明治41年）	3月校舎竣工、6月東京府東京市永田町尋常小学校開校	創立
1937年（昭和12年）	関東大震災後の改築小学校として木造2階建から鉄筋3階建となり新たに竣工	RC造改築

1938年	4月 東京市麴町区永田町幼稚園開園	
1945年	3月10日の東京大空襲に続く5月25日～26日の大規模空襲の際、海軍駐屯地として教職員一同、地域避難民と共にプールの水を用い校舎と人命を守り抜いた	戦災免れる
1947年	戦後、学制改正により千代田区立永田町小学校となる	
1949年	東京都から行政財産として土地建物、無償譲与	
1995年	4月 千代田区公共施設適正配置構想実施により閉校	幼小合計約260名 在校
1998年	千代田区が永田町小学校仮校舎の耐震診断実施	
1999～2000年	耐震診断に鑑み、仮校舎として使用のため、外壁改修工事、屋上防水工事、内部改修工事、外溝工事を実施	区費投入
2000～2003年	麴町小学校仮校舎として使用	公共利用
2003～2004年	四番町歴史民俗資料館の資料一時保管所として使用	
2005～2006年	雙葉学園仮幼稚園として使用	有償貸出
2006～2008年	神田女学園仮校舎として使用	有償貸出
2009～2012年	麴町中学校仮校舎として使用	公共利用
2014～2016年	千代田区永田町一丁目、霞が関二丁目付近再構築工事における仮設物用地として使用	
2016年～	体育館・校庭を子どもの遊び場等として使用	
2019年	皇位継承式典/東京オリンピックでの警察官待機場所として無償貸出	国家行事
直近	体育館：環境まちづくり部コミュニティサイクル置き場として使用 校庭：子どもの遊び場として使用	コスト削減
現在	解体設計入札予定	← 本件

※ 特筆すべきは、近隣私立学校（雙葉学園・神田女学園）への有償貸出による収入、区費投入による耐震改修の実施であり、これらの事実は区が本校舎を「活用可能な財産」と認識していたことを明確に示す。

【耐震二重基準の結論】

区自ら「危険性がある」校舎を20年以上にわたり仮校舎・有償貸出として使用しておきながら、今般解体の根拠として同じ評価を持ち出すことは恣意的な基準の使い分けであり、行政の一貫性・信頼性を根本から損なう。佐藤課長自身の答弁が、校舎の構造的健全性を裏付けている。「私学

への貸出収入が仮校舎化工事費用を上回っている」(要望書より)という事実は、本校舎が区にとって収益資産であったことを示す。区の「未利用又は暫定活用」は事実と反する。

第八 区議会軽視と行政答弁の矛盾——施設経営課長答弁が解体根拠6項目すべてを否定

令和7年(2025年)12月19日の千代田区議会において、施設経営課長が行った答弁は、区が解体の根拠として掲げてきた公式資料の記述を項目ごとに尽く否定する内容であった。

区の公式資料(解体根拠)	施設経営課長の答弁(R7.12.19)	矛盾の評価
「倒壊リスクが高い」	強度 250~300kg(基準 240kg 超) 「落ちることは考えづらい」	△ 基準値超の強度が確認済。倒壊リスク否定
「老朽化が深刻」	中性化は「そんなに悪くない」	△ 老朽化の深刻さを担当課長が否定
「地震に弱い」	東日本大震災後「構造的に大きな影響なし」	△ M9.0でも構造被害なし=耐震性の実証
「耐震基準が変わった」	RC造の基準は「特に変わっていない」	△ 新耐震基準との不適合を理由にできない
「天井落下の危険」	体育館に「天井材はない」「問題はなし」	△ 存在しない天井材を根拠にした虚偽
「危険性が高い」	診断は「危険性がある」(全く異なるレベル)	△ I(高い)とII(ある)の意図的混同

【耐震診断の安全性評価(3段階)】

評価区分	内容
I: 危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
II: 危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
III: 危険性が低い	地震に対して安全な構造であると判断できる。

本校舎の診断結果は評価Ⅱ「危険性がある」であるが、区の公式資料では「危険性が高い」（評価Ⅰ相当）と記載。施設経営課長答弁により、解体根拠6項目すべてが区自身の答弁で否定されたことは、区議会および区民に対する重大な虚偽説明に該当する。

第九 デュープロセス（適正手続き）違反懸念と信頼回復への提言

1. 百条委員会との関連

千代田区議会は、令和6年（2024年）に設置した100条委員会（地方自治法第100条に基づく調査特別委員会）において、区内5地区の再開発事業（総延床面積約7,500㎡超）に関する不正疑惑を調査中である。本件解体設計委託も、首長・副首長・行政部門トップが首脳会議という密室で決定し、区議会の議決を経ずに入札公告に至っている点において、同様の不透明な意思決定プロセスを辿っている。

デュープロセスの原則は、公権力の行使にあたり公正な手続きが保障されなければならないという法の支配の根幹原則である。

2. 公共工事適正化法第3条——4原則すべてに違反の懸念

原則	内容	根拠法令
透明性の確保	入札・契約の過程を公開し区民の監視を可能にする	適正化法 第3条1号
公正な競争	全参加者に平等な条件を保障する	適正化法 第3条2号
不正行為の排除	談合その他の不正を徹底排除する	適正化法 第3条3号
適正な履行の確保	契約内容が安全かつ適切に履行されることを確保する	適正化法 第3条5号

※千代田区は2024年1月の官製談合防止法違反による逮捕・有罪にもかかわらず、制度改革が未完了のまま新たな大型入札が進行中である。

3. デュープロセス回復のための8提言

提言① 入札監視委員会の即時設置

外部有識者による常設の入札監視委員会を設置し、すべての入札をリアルタイム監視する。

提言② 第三者調査委員会による真相究明

日弁連ガイドラインに基づく独立第三者委員会の設置。

提言③ 公益通報者保護制度の実効化

「告発した者が罰せられる」構造を転換。

提言④ 永田町小解体入札の即時凍結

再発防止策の実効性検証と、地下インフラ管理者（東京メトロ・首都高速）との技術協議を先決事項とする。

提言⑤ 復興小学校としての文化的価値評価

1937年竣工の復興小学校の建築・文化的価値を評価。保存・活用を検討。

提言⑥ 議員口利き禁止・記録制度の条例化

議員からの入札に関する問い合わせを記録・公開する制度を条例として制定。

提言⑦ 政策経営部資料 3-2 の訂正と意見照会の再実施

要望書が指摘する閉校経緯・継続使用実績・耐震評価を正確に訂正し、全意見を公開のうえ意見照会を再募集。

提言⑧ 地域コミュニティとの懇談の場の設置

陳情者や各関係者との懇談の場を、解体予算の計上審議前に設ける。

第十 1996年「終結宣言」の30年間不履行

平成8年（1996年）第一回定例会の予算特別委員会において、以下の委員長集約がなされた。

【委員長集約①】

「公共施設適正配置構想は、役割を終えたものとする。必要な施設の建設については、新基本計画の改訂の中に組み入れる。」

【委員長集約②】

「旧永田町小学校の解体については、地域要望を勘案しつつ地域関係者との協議を行う。」

【執行機関（区長）の表明】

「この委員長集約を真摯に受けとめ、執行に当たる。」

上記の委員長集約は、区議会における正式な意思決定であり、執行機関はこれを遵守する義務を負う。しかしながら、この「終結宣言」から30年間、「地域関係者との協議」は一度も行われていない。

この不履行は以下の問題を含む。

- ① 区議会決議の無視：区議会の正式な委員長集約を執行機関が30年間にわたり履行しないことは、議会制民主主義の根幹を侵害する。
- ② 住民参加の機会剥奪：卒業生や地域関係者が解体方針の策定過程に一度も参加できなかったことは、住民自治の原則に反する。

③ 現行入札の正当性の根本的欠缺：「地域関係者との協議」という前提条件を充足しないまま解体設計入札を公告することは、手続き的に無効である。

④ 信義則違反：「真摯に受けとめ、執行に当たる」と表明しながら 30 年間放置したことは、行政の信義誠実の原則（信義則）に違反する。

・ 関連法令・技術基準一覧

分類	法令・基準名	関連条項
安全基準	建設工事公衆災害防止対策要綱	国交省告示第 496 号
安全基準	東京メトロ近接施工協議基準	外郭 20m 以内・5 路線
安全基準	東京都「解体・除却工事共通仕様書」	令和 7 年 10 月版
安全基準	日本建築学会「解体工事施工指針」	2024 年 3 月 RC 造編
安全基準	地盤工学会基準	近接施工技術基準
法令	建築基準法	第 8 条・第 15 条・第 90 条
法令	都市計画法	第 53 条・第 59 条
法令	廃棄物処理法	第 12 条
法令	大気汚染防止法	アスベスト事前調査
法令	建設リサイクル法	分別解体・再資源化
法令	公共工事入札契約適正化法	第 3 条（4 原則）
法令	官製談合防止法	入札談合等関与行為の排除
法令	地方自治法	第 237 条（財産の管理及び処分）
環境	2050 ゼロカーボンちよだ	CO ₂ 実質ゼロ宣言
技術	IPH 工法 土木学会技術評価	第 0020 号認定